

食と農林漁業の再生推進本部の設置について

〔平成 22 年 11 月 26 日〕
閣 議 決 定

1. 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるため、内閣に食と農林漁業の再生推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 他のすべての国務大臣
3. 本部は、必要に応じ、本部の構成員のうち特に関係のある者、有識者等により構成する会議を開催することができる。
4. 本部の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
6. 食料・農業・農村政策推進本部（平成 12 年 3 月 24 日閣議決定）については、廃止し、その機能は、食と農林漁業の再生推進本部に引き継ぐものとする。

食と農林漁業の再生推進本部及び 食と農林漁業の再生実現会議の体制について

食と農林漁業の再生実現会議 = 諮問機関

議長：総理大臣

副議長：国家戦略大臣 農林水産大臣

構成員：官房長官、総務大臣、財務大臣、
外務大臣、経済産業大臣
+ 民間有識者

報告



指示



副大臣級幹事会

食と農林漁業の再生推進本部
= 決定機関

本部長：総理大臣

副本部長：国家戦略大臣
農林水産大臣

構成員：全大臣

食と農林漁業の再生実現会議の開催について

〔平成 22 年 11 月 30 日〕
食と農林漁業の再生推進本部決定案

1. 官民の力を結集して、高いレベルの経済連携の推進と我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興とを両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を検討・推進するため、食と農林漁業の再生実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣
副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣
構成員 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、内閣総理大臣が指名する者及び有識者
3. 会議の庶務は、農林水産省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

食と農林漁業の再生実現会議 構成員（案）

議長 内閣総理大臣

副議長 国家戦略担当大臣、農林水産大臣

構成員 内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

外務大臣

経済産業大臣

大泉 一貫 宮城大学 副学長

加藤登紀子 国際連合環境計画（UNEP）親善大使

川勝 平太 静岡県知事

小林 栄三 伊藤忠商事株式会社 代表取締役会長

相良 律子 栃木県女性農業士会 会長

生源寺 眞一 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

深川 由起子 早稲田大学政治経済学術院 教授

佛田 利弘 (株)ぶった農産 代表取締役社長

三村 明夫 新日本製鐵株式会社 代表取締役会長

村田 紀敏 セブン&アイ・ホールディングス

代表取締役社長

茂木 守 全国農業協同組合中央会 会長

今後の検討スケジュール

